

# グリーン調達 ガイドライン

(Ver.2.0 2026年7月改定)

株式会社未来キャスティングホールディングス  
調達部

## 目次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| はじめに .....                            | 3  |
| 1. 未来キャスティングホールディングスのグリーン調達の考え方 ..... | 3  |
| 1.1 目的 .....                          | 3  |
| 1.2 取引先様へのお願い .....                   | 3  |
| 2. 納入品に含有される化学物質の管理について .....         | 4  |
| 2.1 未来キャスティングホールディングス自主管理化学物質 .....   | 4  |
| 2.2 納入品の含有化学物質に関する不含有保証について .....     | 5  |
| 2.3 化学物質含有情報の管理の考え方（禁止と管理） .....      | 5  |
| 2.4 材料・製法及び化学物質の含有情報等に変更が生じた場合 .....  | 5  |
| 3. グリーン調達の調査協力へのお願い .....             | 6  |
| 3.1 調査の要領 .....                       | 6  |
| 3.2 調査の内容 .....                       | 6  |
| 添付資料 .....                            | 10 |
| 別表 1（レベル 1 物質群リスト） .....              | 10 |
| 別表 2（レベル 2 管理物質群リスト） .....            | 12 |
| 添付 1（含有化学物質の調査） .....                 | 14 |

## はじめに

未来キャスティングホールディングスは、産業の上流に位置する素材メーカーとして、環境保全に対する責務を特に重いものと受け止め、『地球環境の保全と地域社会との共生を図り、良き企業市民として積極的に社会に貢献する』ことを目指した経営活動を行っております。

製品の環境配慮の面においては、環境配慮設計アセスメントを活用し環境に優しい環境親和製品の拡大に取り組んでおりますが、そのためには材料・部品等を購入する段階で環境負荷低減が不可欠となります。

特に化学物質に関しては、EUのRoHS指令・ELV指令をはじめ各地域で製品への有害物質含有を規制する動きが本格化しています。

未来キャスティングホールディングスでもこの動向に呼応し、より実効ある「グリーン調達」すなわち環境負荷の少ない資材の調達をめざして、今般「グリーン調達ガイドライン」を制定いたしました。

未来キャスティングホールディングスの調達部門は、本ガイドラインに基づき「グリーン調達」を積極推進して参りますが、これには当社のみならず取引先各位のご協力を得た総合的な取り組みが必須です。

本ガイドラインに対し、みなさまのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 1. 未来キャスティングホールディングスのグリーン調達の考え方

### 1.1 目的

本ガイドラインに定めるグリーン調達の積極推進を通じ環境に調和した製品の開発・設計・製造を行うことで、「地球環境の保全と地域社会との共生を図り、良き企業市民として積極的に社会に貢献する」ことを目的とします。

グリーン調達とは、環境保全活動に積極的に取り組んでいる取引先様から、環境負荷の少ない製品等を調達することをいいます。

グリーン調達推進のため、当社が調達資材を選定する際は、従来の「品質・価格・納期」に加え、「環境・安全」配慮の視点を考慮致します。

すなわち、取引先様の環境保全活動と、取引先様から購入させていただく調達品の環境保全状況の両面を重要視して総合的な判断を行います。

取引先様におかれましては、本ガイドラインを満たすべく積極的に取り組んで下さいますようお願い申し上げます。

### 1.2 取引先様へのお願い

未来キャスティングホールディングスは、取引先様に、未来キャスティングホールディングスのグリーン調達へのご理解、ご賛同を頂き、以下の二つの面でのご協力をお願いします。

- ・取引先様が積極的に環境保全活動に取り組んで頂くこと
- ・未来キャスティングホールディングスへ納入頂く製品（納入品）の環境負荷低減が配慮されていること

その内容は以下の通りです。

### (1) 取引先様の環境保全活動に関する項目

- (i) 環境経営体制（EMS）の実行計画を立案し、実行・運営をお願いします。
- (ii) 未来キャスティングホールディングスがグリーン調達に関して監査を実施する場合には、**3.2(1)(c)環境保全活動に関する項目（20項目）**を満たすように取り組んでください。
- (iii) 納入品の含有化学物質を適切に管理する仕組の構築をお願いします。
- (iv) ISO14001、EMASなどの国際的な環境認証や、KES、エコステージ、エコアクション21の日本国内の各環境認証を取得することは、EMSを効率よく運営する上で有効な手段と考えます。従って、これらの環境認証を積極的に取得し維持されることを推奨します。

### (2) 納入品の環境負荷低減に関する項目

納入品の環境負荷低減に関しては、**3.2(2)(a)納入品の環境負荷低減項目（12項目）**に従って取り組んでください。

EMS：Environmental Management System 環境経営システム。環境保全を体系的に配慮し事業を推進すること

ISO14001：ISO審査登録機関（国際標準化機構）で構成する国際的に認められた環境認証制度

EMAS：Eco-Management Audit Scheme 1995年4月に発効したEC（当時）の環境管理体制

KES：Kyoto Environmental Management System Standard 特定非営利活動法人KES環境機構が推進する中小企業向け環境認証制度

エコステージ：有限責任中間法人エコステージ協会が推進する中小企業向け環境認証制度

エコアクション21：財団法人地球環境戦略研究機関・持続性センターが推進する中小企業向け環境認証制度

### (3) 納入品に含有される化学物質の情報管理に関する項目

納入品に含有される化学物質に関しては、サプライチェーンでの情報開示等の義務に活用するため、**2章**に従い化学物質の管理及び含有情報の報告をお願いします。

また、弊社との契約書又は仕様書に規定がある場合、それらの遵守をご徹底お願いします。

## 2. 納入品に含有される化学物質の管理について

### 2.1 未来キャスティングホールディングス自主管理化学物質

未来キャスティングホールディングスでは、「未来キャスティングホールディングス自主管理化学物質」の考え方に従い、下記の通り「禁止物質群」と「管理物質群」の二つのカテゴリーに分けて、納入品に含有される化学物質の情報を把握します。

#### ■「自主管理化学物質」の考え方

| 区 分           | 管 理 対 象 物 質                                                                                                              | 主な法規制           |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| レベル1<br>禁止物質群 | 納入品に含有していることを禁止する化学物質。国内外の法規制で、製品（包装材を含む）への使用が原則的に禁止されている物質で、未来キャスティングホールディングスへの納入品に使用される可能性がある化学物質。<br>詳細は、別表1及び付表1による。 | 別表1及び<br>付表1を参照 |
| レベル2<br>管理物質群 | 国内外の法規制他で、使用実態を把握し、適切な管理を要求されている物質及びリサイクルや適正処理を配慮すべき管理物質。なお、用途によって納入品への含有を制限する場合がある物質群も含む。<br>詳細は、別表2及び付表2による。           | 別表2及び<br>付表2を参照 |

ただし、業界動向等の事情から、未来キャスティングホールディングスの事業部門により管理内

容（物質群、管理レベル、閾値等）が異なる場合がありますので、納入先のお願い事項にご留意頂くと共に適宜ご確認ください。

また、納入品に最終的に含有せずとも、納品までの製造、貯蔵、輸送等の段階で使用される化学物質について、供給保全の趣旨から調査をお願いする場合があります。併せてご協力をお願いします。

## **2.2 納入品の含有化学物質に関する不含有保証について**

未来キャスティングホールディングスでは、資材取引において締結する基本契約書の中で、サプライヤー皆様に環境に対するご配慮をお願いしています。製品含有化学物質につきましては、必要に応じ、品質管理の視点から化学物質の不含有を保証して頂きます。

取引において、製品への化学物質の不含有が購入仕様条件として提示された際は、「納入調達品の含有化学物質に関する不含有保証書」（不含有保証書）等の文書を、未来キャスティングホールディングスへの納入仕様条件としてご提示をお願いします。

なお、「不含有」とは、「意図的な添加」または「不純物等の非意図的混入」にかかわらず、当該化学物質の含有が無い、または、所定の閾値以下であることが、合理的な手続きにより明らかになっている場合を指します。

## **2.3 化学物質含有情報の管理の考え方（禁止と管理）**

化学物質の含有情報を収集する際は、経済性、工業技術的見地から合理的な範囲で、取引先様の最善の手段を採用してください。

レベル1の禁止物質群については、国内外の法規制等により使用が原則的に禁止されていますので、「不含有」を順法の視点から保証して頂く必要があります。

レベル2の管理物質群については、製品への当該化学物質の含有の有無に関わらず、含有情報の適切な管理が必要です。また、「該当化学物質の含有を示す情報が調査時点で無い」ことも伝達すべき情報となりますのでご注意ください。

## **2.4 材料・製法及び化学物質の含有情報等に変更が生じた場合**

納入品に関して、使用材料、製法、製造場所、主要な生産設備、製造上の責任者等について変更が発生した際には、変更内容と影響範囲についてその都度速やかにご連絡ください。また、化学物質の含有情報に関しても、新たな含有が判明した場合や、既に報告された内容に変更が生じた場合も同様にご対応を宜しくお願いします。

### 3. グリーン調達の調査協力へのお願い

未来キャスティングホールディングスは、取引先様のご支援を頂戴し、環境に配慮した製品を社会にお届けする取り組みを強化してまいります。サプライチェーン上流の取引先様の状況について、調査にご協力くださいますよう宜しくお願いいたします。

#### 3.1 調査の要領

##### (1) 調査のカテゴリー

調査は下記三点のカテゴリーに分けて行います。

- (i) 取引先様の環境保全活動の状況
- (ii) 納入品の環境負荷低減の状況
- (iii) 納入品の含有化学物質に関する情報

##### (2) 調査回答方法

未来キャスティングホールディングスでは、お取引開始時、また必要に応じて添付（様式1）のグリーン調達取引先調査表により、情報提供をお願いしていますのでご協力ください。

##### (3) 調査頻度

(i) 取引先様の環境保全活動の状況 (ii) 納入品の環境負荷低減の状況 (iii) 納入品の含有化学物質に関する情報については、それぞれ必要に応じて調査依頼しますのでご協力ください。

#### 3.2 調査の内容

##### (1) 取引先様の環境保全活動の状況

取引先様各位毎（事業所単位になることがあります）に以下の調査を実施します。

##### (a) 環境認証に関する項目

■ISO14001または未来キャスティングホールディングスの認める外部認証取得など

- 1) ISO14001認証を取得済
- 2) その他 EMS認証取得済
- 3) ISO14001などの外部認証取得推進中又は取得計画が確定している

##### (b) 「グリーン調達」への取り組みに関する項目

■グリーン調達の実施計画状況

- 1) グリーン調達を実施している
- 2) グリーン調達の計画がある

##### (c) 環境保全活動に関する項目(20項目)

■企業理念・方針

- 1) 環境保全に関する企業理念がある
- 2) 環境方針を定め、地球温暖化の防止・資源の循環的な利用・生態系の保全に関する継続的な向上を誓約している

- 3)環境方針で法規制の遵守を誓約している
- 4)環境方針を全ての従業員に徹底させ、第三者が方針を入手できる

■計画・組織

- 5)環境保全に対する目的、目標がある
- 6)目的、目標を達成するための組織・責任者が明確になっている
- 7)目的、目標を達成するための実行計画がある

■環境評価・システム

製造工程において以下の項目を管理・評価し改善に努力している

- 8)水質汚濁の削減
- 9)大気汚染の削減
- 10)騒音・振動の低減
- 11)廃棄物処理の適正処理及び排出量の削減
- 12)エネルギー使用量の削減（電気、ガス、燃料など）
- 13)原材料の調達を含めた生態系への負荷軽減
- 14)有害性のある化学物質の使用及び排出の削減
- 15)製品アセスメントの仕組みがある
- 16)緊急時に対する仕組みがある
- 17)環境内部監査の仕組みがある

■教育訓練、情報提供

- 18)環境関連の教育を実施している
- 19)著しい環境影響を及ぼす可能性のある作業に従事する者に教育訓練を実施し、  
作業者リストを作成している
- 20)環境保全に関する情報を提供している

(d) 製造工程に関する情報

■製造工程でのオゾン層破壊物質使用の有無

- 1)製品製造工程にて使用している
- 2)製品製造工程にて使用していない
- 3)調査中

(2) 納入品の環境負荷低減の状況

(a) 納入品の環境負荷低減に関する項目（12項目）

未来キャスティングホールディングスへの納入品について以下の項目に従ってお取り組み頂きますようお願いします。サプライヤー皆様が調達される原材料や部品においても同様のご配慮を賜りたく宜しくお願いします。

■省資源

- 1)製品の減量化、小型化に配慮している
- 2)再生部品または再生資源を利用している（再生材含有率）
- 3)長寿命化に配慮している
- 4)水利用の適正化に努めている

■省エネルギー

5)待機時、使用時の省エネルギー化に配慮している（エネルギー低減率）

■リサイクル

6)製品を回収、リサイクルしている（リサイクル率）

7)材料の統一、標準化をしている

8)分解、分別の容易性に配慮している

■梱包材

9)梱包材を削減し、回収、リユース、リサイクルに配慮している

■情報提供

10)製品に関する環境情報を提供している

■生態系の保全

11)生態系への負荷軽減に努めている

12)化学物質の使用の適正化に努めている

### (3) 納入品の含有化学物質に関する情報

#### (a) 含有化学物質の調査フォーマット

製品含有化学物質を管理するフォーマットについては以下を使用していただきますようお願いいたします。

- chemSHERPA-CI
- chemSHERPA-AI

chemSHERPA : CMPコンソーシアムが提供する化学物質情報伝達フォーマット。

chemSHERPA-CIは化学品に含有する化学物質、chemSHERPA-AIは成形品に含有する化学物質を扱う。

CMP (Chemical & Circular Management Platform) コンソーシアム : <https://cmp-consortium.com/>

JAMA:一般社団法人 日本自動車工業会 : <http://www.jama.or.jp/>

## 添付資料

### 別表1（レベル1物質群リスト）

＊別表1はレベル1（禁止物質）の各物質（群）と、その代表的な管理値及び参照法令を示す。

その他の規制対象となる用途・管理値・参照法令の詳細は付表1をご参照ください。

＊別表1の各物質（群）のうち、法令等の適用除外項目に該当する場合は除外します。但し、その理由（RoHS指令（EU）を適用する場合は付表3-1及び付表3-2を参照）をご報告ください。

| No. | 化学物質（群）名                                                                                     | MIRAI CASTING HOLDINGS<br>グループの管理値        | 主な参照法令                                                       |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 1   | カドミウム及びその化合物 <sup>※1</sup>                                                                   | 100ppm以下<br>100ppm以下（包装材） <sup>※5</sup>   | 「RoHS指令（EU）」<br>「包装・包装廃棄物指令（EU）」                             |
| 2   | 六価クロム化合物 <sup>※1</sup>                                                                       | 1000ppm 以下<br>100ppm以下（包装材） <sup>※5</sup> | 「RoHS指令（EU）」<br>「包装・包装廃棄物指令（EU）」                             |
| 3   | 鉛及びその化合物 <sup>※1</sup>                                                                       | 1000ppm以下<br>100ppm以下（包装材） <sup>※5</sup>  | 「RoHS指令（EU）」<br>「包装・包装廃棄物指令（EU）」                             |
| 4   | 水銀及びその化合物 <sup>※1</sup>                                                                      | 1000ppm 以下<br>100ppm以下（包装材） <sup>※5</sup> | 「RoHS指令（EU）」<br>「包装・包装廃棄物指令（EU）」                             |
| 5   | ポリ臭化ビフェニール類（PBB類）                                                                            | 1000ppm 以下                                | 「RoHS指令（EU）」                                                 |
| 6   | ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE類）                                                                        | 1000ppm以下<br>使用禁止（DecaBDE） <sup>※6</sup>  | 「RoHS指令（EU）」<br>「TSCA PBT規則」                                 |
| 7   | 三置換有機スズ化合物 <sup>※2</sup><br>トリブチルスズ化合物（TBT）<br>トリフェニルスズ化合物（TPT）<br>ビス（トリブチルスズ）＝オキシド（TBTO） など | 意図的な使用禁止 かつ<br>スズとして1000ppm以下             | 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第1種特定）<br>「REACH規則（EU）」              |
| 8   | ポリ塩化ビフェニル（PCB類）                                                                              | 意図的な使用禁止                                  | 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第1種特定）<br>「POPs」                     |
| 9   | ポリ塩化ターフェニル <sup>※2</sup><br>（PCT類）                                                           | 意図的な使用禁止                                  | 「REACH規則（EU）」                                                |
| 10  | ポリ塩化ナフタレン<br>（塩素数が1以上）                                                                       | 意図的な使用禁止                                  | 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第1種特定）<br>「EU POPs」                  |
| 11  | 短鎖型塩化パラフィン <sup>※2 ※3</sup>                                                                  | 意図的な使用禁止                                  | 「POPs」<br>「REACH規則（EU）」                                      |
| 12  | アスベスト類 <sup>※2</sup>                                                                         | 意図的な使用禁止 かつ<br>1000ppm以下                  | 「REACH規則（EU）」                                                |
| 13  | オゾン層破壊物質（Class I） <sup>※4</sup><br>＊該当物質は付表4を参照                                              | 意図的な使用禁止                                  | 「モントリオール議定書」                                                 |
| 14  | PFOS/PFOS類縁化合物<br>＊該当物質は付表5を参照                                                               | 意図的な使用禁止                                  | 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第1種特定）<br>「POPs」                     |
| 15  | 2-（2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール                                           | 意図的な使用禁止                                  | 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第1種特定）<br>「REACH規則（EU）」              |
| 16  | ヘキサクロロベンゼン                                                                                   | 意図的な使用禁止                                  | 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第1種特定）<br>「REACH規則（EU）」「CLP規則」「POPs」 |
| 17  | フマル酸ジメチル（DMF） <sup>※2</sup>                                                                  | 0.1ppm以下                                  | 「REACH規則（EU）」                                                |

| No. | 化学物質（群）名                                                                          | MIRAI CASTING HOLDINGS<br>グループの管理値                                                                                             | 主な参照法令                                                                        |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 18  | ヘキサブロモシクロドデカン<br>(HBCD又はHBCDD)<br>*該当物質は付表9を参照                                    | 意図的な使用禁止                                                                                                                       | 「POPs」<br>「化学物質の審査及び製造等の規制<br>に関する法律」（第1種特定）                                  |
| 19  | フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）<br>(DEHP)                                                       | 1000ppm以下                                                                                                                      | 「RoHS指令(EU)」<br>但しカテゴリ8,9の該当製品/<br>部品は2021年1月18日にレベル1に<br>移行<br>「REACH規則(EU)」 |
| 20  | フタル酸ブチルベンジル (BBP)                                                                 | 1000ppm以下                                                                                                                      |                                                                               |
| 21  | フタル酸ジブチル (DBP)                                                                    | 1000ppm以下                                                                                                                      |                                                                               |
| 22  | フタル酸ジイソブチル(DIBP)                                                                  | 1000ppm以下                                                                                                                      |                                                                               |
| 23  | PFOA(ペルフルオロオクタン酸)とそ<br>の塩及びPFOA関連物質<br>*該当物質は付表10を参照                              | 意図的な使用禁止 かつ<br>PFOA 及びその塩は<br>0.025ppm(25ppb)以下<br>PFOA 関連物質は<br>合計1ppm(1000ppb)以下                                             | 「POPs」<br>「化学物質の審査及び製造等の規制<br>に関する法律」（第1種特定）                                  |
| 24  | 炭素数9から21までのペルフルオロカ<br>ルボン酸(C9-C21 PFCA)、<br>その塩及びC9-C21 PFCA関連物質<br>*該当物質は付表11を参照 | 意図的な使用禁止 かつ<br>C9-C14 PFCA及びその塩<br>は0.025ppm未満<br>C9-C14 PFCA関連物質は合<br>計0.26ppm未満<br>C9-C21 LC-PFCA及びその<br>塩、関連物質は意図的な<br>使用禁止 | 「REACH規則(EU)」<br>「POPs」                                                       |
| 25  | 中鎖塩素化パラフィン (MCCP)<br>炭素数14から17までのMCCPで、塩素<br>化率45wt%以上のもの<br>*該当物質は付表12を参照        | 意図的な使用禁止                                                                                                                       | 「POPs」                                                                        |
| 26  | ペルフルオロヘキサンスルホン酸<br>(PFHxS) とその塩及びPFHxS関連物質                                        | 意図的な使用禁止                                                                                                                       | 「POPs」                                                                        |
| 27  | デクロランプラス                                                                          | 意図的な使用禁止                                                                                                                       | 「POPs」                                                                        |
| 28  | 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-<br>4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール<br>(UV-328)                        | 意図的な使用禁止                                                                                                                       | 「POPs」                                                                        |
| 29  | リン酸イソプロピルフェニル<br>(PIP(3:1))                                                       | 使用禁止 ※6<br>(非意図的添加の場合、<br>1000ppm未満)                                                                                           | 「TSCA PBT規則」                                                                  |

## 別表 2（レベル 2 管理物質群リスト）

\*別表 2 はレベル 2（管理物質）の各物質（群）について示す。参照法令については付表 2 をご参照ください。

\*REACH/制限物質の該当物質及び詳細は付表 6 を、REACH/認可対象物質及び SVHC の該当物質詳細は付表 7 をご参照ください。

\*サプライチェーンでの情報開示等の義務に活用するため、下記化学物質の含有情報をご報告ください。

| No. | 化学物質（群）名                                                         |
|-----|------------------------------------------------------------------|
| 1   | アンチモン及びその化合物 <sup>*7</sup>                                       |
| 2   | ヒ素及びその化合物 <sup>*7</sup>                                          |
| 3   | ベリリウム及びその化合物 <sup>*7</sup>                                       |
| 4   | ニッケル及びその化合物 <sup>*7</sup>                                        |
| 5   | セレン及びその化合物 <sup>*7</sup>                                         |
| 6   | 非特定臭素系難燃剤 <sup>*8</sup>                                          |
| 7   | ポリ塩化ビニル (PVC) 類及びその混合物、その共重合体                                    |
| 8   | 別表 1 No. 19～22 以外のフタル酸エステル類                                      |
| 9   | オゾン層破壊物質（Class II：HCFC） <sup>*9</sup> *該当物質は付表 4 を参照             |
| 10  | 放射性物質                                                            |
| 11  | 二置換有機スズ化合物（DBT、DOT など）                                           |
| 12  | コバルト及びその化合物 <sup>*7</sup>                                        |
| 13  | 特定アミンを形成するアゾ染料・顔料 *該当物質は付表 8 を参照                                 |
| 14  | ホルムアルデヒド                                                         |
| 15  | ベンゼン                                                             |
| 16  | フッ素系温室効果ガス                                                       |
| 17  | 2, 4, 6-トリ-tert-ブチルフェノール（2, 4, 6-TTBP）                           |
| 18  | ペンタクロロオフェノール（PCTP）                                               |
| 19  | ヘキサクロロブタジエン（HCBd）                                                |
| 20  | ペル/ポリフルオロアルキル化合物（PFAS）                                           |
| 21  | デカブロモジフェニルエタン（DBDPE）                                             |
| 22  | REACH/制限物質に該当する多環芳香族炭化水素（PAHs） *該当物質は付表 6 を参照                    |
| 23  | REACH/制限物質 *該当物質及び詳細は付表 6 を参照                                    |
| 24  | REACH/認可対象物質 *該当物質は付表 7 を参照                                      |
| 25  | REACH/SVHC *該当物質は付表 7 を参照                                        |
| 26  | CMP コンソーシアム管理対象物質 <sup>*10</sup> （含む chemSHERPA <sup>*11</sup> ） |

別表 1 及び別表 2 に関する備考：

- ※1：金属には、その合金を含む。
- ※2：用途、取り扱いが全面規制に相当すると判断したREACH/制限物質。
- ※3：炭素鎖長/10～13の短鎖型塩素化パラフィンを対象とする。
- ※4：モントリオール議定書のClass I 物質（HCFCを除くオゾン層破壊物質）。
- ※5：包装材は、4物質合計で100ppm以下。
- ※6：TSCA PBT規則が適用される米国向けの成形品に限る。
- ※7：金属には、その合金を含む。
- ※8：別表1（禁止）に記載のPBB類、PBDE類以外のもの。
- ※9：モントリオール議定書の Class II 物質。
- ※10：CMP コンソーシアムが規定する管理対象物質。  
以下の法規及び業界基準に該当する物質を含む。
- |                                                                 |                            |           |
|-----------------------------------------------------------------|----------------------------|-----------|
| 1. 化審法（第一種特定化学物質）                                               | 2. 安衛法（製造禁止物質）             |           |
| 3. 毒劇物法（特定毒物）                                                   | 4. RoHS 指令                 | 5. ELV 指令 |
| 6. CLP（AnnexVIの Table3.1/CMR-Cat 1a、1b並びに Table3.2/CMR-Cat 1、2） |                            |           |
| 7. REACH 規則 AnnexXVII（制限物質）                                     | 8. REACH 規則 認可対象候補物質（SVHC） |           |
| 9. POPs 規則 Annex I                                              | 10. ESIS PBT（PBT 判定基準該当部分） |           |
| 11. GADSL                                                       | 12. IEC62474               |           |
- ※11：chemSHERPA が規定する管理対象物質。  
以下の法規及び業界基準に該当する物質を含む。
- |                                               |                             |                    |
|-----------------------------------------------|-----------------------------|--------------------|
| 1. 化審法（第一種特定化学物質）                             | 2. TSCA（使用禁止又は制限の対象物質（第6条）） |                    |
| 3. ELV 指令                                     | 4. RoHS 指令                  | 5. POPs 規則 Annex I |
| 6. REACH 規則 SVHC（認可対象候補物質）および Annex XIV（認可物質） |                             |                    |
| 7. REACH 規則 Annex XVII（制限対象物質）                |                             |                    |
| 8. GADSL                                      | 9. IEC62474                 |                    |
| 10. 医療機器規則(MDR) Annex I 10.4 化学物質             |                             |                    |
- 詳細は次の文書、リストを参照のこと。  
「chemSHERPA 管理対象物質説明書」、「chemSHERPA 管理対象物質参照リスト」（最新版）

付表一覧

- 付表 1：レベル 1（禁止）の各物質群に関する用途・管理値・参照法令の詳細表
- 付表 2：レベル 2（管理）の各物質群に関する参照法令の詳細表
- 付表 3-1：RoHS 指令/適用除外項目一覧（Annex3）
- 付表 3-2：RoHS 指令/適用除外項目一覧（Annex4）
- 付表 4：オゾン層破壊物質一覧表
- 付表 5：PFOS/PFOA 類縁化合物一覧表
- 付表 6：REACH 規則/制限物質一覧表
- 付表 7：REACH 規則/認可物質・SVHC 一覧表
- 付表 8：特定アミン一覧表
- 付表 9：ヘキサブロモシクロデカン一覧表
- 付表 10：PFOA（ペルフルオロオクタン酸）とその塩及び PFOA 関連物質一覧表
- 付表 11：PFCA 関連物質一覧表
- 付表 12：中鎖塩素化パラフィン（MCCP）関連物質一覧表

## 添付 1（含有化学物質の調査）

### ■原材料、部品、半完成品、完成品などの含有化学物質の調査について

各分母分子については、下記「含有する化学物質質量の含有率を計算するための分母と分子の定義」に従ってください。

含有率がしきい値以下の場合でも、「調査数値登録の考え方」に従ってください。

|                | 調査の単位                                                      | 調査数値の単位・区分                                                                                                                                                                     | 調査数値登録の考え方        |                                   |
|----------------|------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-----------------------------------|
|                |                                                            |                                                                                                                                                                                | 意図的添加がある場合        | 非意図的添加が予想される場合                    |
| レベル 1<br>禁止物質群 | RoHS：均質材料<br>単位<br>RoHS以外：納入<br>製品単位または<br>納入製品を<br>任意の階層に | 単位：含有部位ごとのa)<br>分母の質量および分子の<br>質量、またはb) 分母の<br>質量および濃度<br>区分：最大値<br>(理論値または実測値)                                                                                                | 数値の如何にか<br>かわらず登録 | 含有する可能性がある<br>場合にも登録              |
| レベル 2<br>管理物質群 | 分割した各階<br>層単位                                              | 単位：含有部位ごとのa)<br>分母の質量および分子の<br>質量、またはb) 分母の<br>質量および濃度または、<br>納入製品単位中に含有す<br>る<br>当該物質の質量、または<br>任意の階層に分割した各<br>階層単位の当該物質の質<br>量<br>区分：平均値（理論値ま<br>たは実測値）または最大<br>値（理論値または実測値） | 数値の如何にか<br>かわらず登録 | 存在が確認されその<br>数値を把握できてい<br>る場合にも登録 |

※ただし、上記以外の物質群に関しても、調査製品群によっては個別の管理をお願いすることがあります。

※禁止物質の中には、製品性能特性を得るための添加剤として過去に様々な用途で使用されてきたものがあります。これらは、現在でも製品に混入する可能性があります。

自然界で原材料に通常含まれているもの、製造工程で副生し、または副資材として使用され残留するもの、製造ライン共用や在庫品の流用等で混入するもの等々、禁止物質の誤使用・混入・汚染の事例が度々報告されています。

サプライヤー各位におかれましては法規制除外対象も含めて、扱う原材料や部品の特性や来歴を把握し、禁止物質がしきい値を超えて混入することのないよう適切な管理をお願いします。

## グリーン調達 調達先調査表

【未来キャスティングホールディングス使用欄】

## ご記入者情報

|          |  |
|----------|--|
| ■社名      |  |
| ■記入者名    |  |
| ■所属部署    |  |
| ■TEL     |  |
| ■回答日     |  |
| ■メールアドレス |  |

|       |  |  |     |  |  |  |
|-------|--|--|-----|--|--|--|
| 事業所   |  |  |     |  |  |  |
| 取引先CD |  |  |     |  |  |  |
| 区分    |  |  |     |  |  |  |
| 確認印   |  |  | 担当者 |  |  |  |
|       |  |  |     |  |  |  |

## 1. ISO14001認証に関する項目

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| ■ISO14001認証を取得済     | [ はい / いいえ ] |
| ■取得年月日              |              |
| ■認証機関               |              |
| ■認証番号               |              |
| ■ISO14001認証の取得計画がある | [ はい / いいえ ] |
| ■審査予定年月日            |              |
| ■認証機関               |              |

## 2. ISO14001以外のEMSの認証・登録に関する項目

|                  |              |
|------------------|--------------|
| ■EMS(※1)の認証・登録済  | [ はい / いいえ ] |
| ■取得年月日           |              |
| ■認証・登録機関         |              |
| ■認証・登録番号         |              |
| ■EMSの認証・登録の計画がある | [ はい / いいえ ] |
| ■審査予定年月日         |              |
| ■認証・登録機関         |              |

## 3. 「グリーン調達」への取組みに関する項目

|                |              |
|----------------|--------------|
| ■グリーン調達を実施している | [ はい / いいえ ] |
| ■グリーン調達の計画がある  | [ はい / いいえ ] |

※1 環境マネジメントシステム (Environmental Management System) の略で  
エコステージ、エコアクション21、KES等、第三者の認証・登録制度です。  
私企業による認証・登録制度は対象外とする。

## 4. 環境保全活動に関する項目

※ 上記「1. ISO14001認証に関する項目」又は「2. ISO14001以外のEMSの認証・登録に関する項目」の内、どちらかが「はい」の場合は  
下記の記入は不要です。ただし取得計画が「はい」の場合でも、審査予定年月日および認証機関が未定の場合は回答ください。

※ 回答は、「○:はい」「×:いいえ」「-:対象外」からいずれかを選択して記入ください。

| 項目                    | ISO要求事項(参考)               | 評価基準                                      | 記入欄                                                 |  |
|-----------------------|---------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------|--|
| 企業理念・方針               | 環境方針(4.2)                 | (1)環境保全に関する企業理念がある                        |                                                     |  |
|                       |                           | (2)環境方針を定め継続的向上および汚染防止を誓約している             |                                                     |  |
|                       |                           | (3)環境方針で法規制の遵守を誓約している                     |                                                     |  |
|                       |                           | (4)環境方針を全ての従業員に徹底させ、第三者が方針を入手できる          |                                                     |  |
| 計画・組織                 | 目的及び目標(4.3.3)             | (5)環境保全に対する目的・目標がある                       |                                                     |  |
|                       | 環境マネジメントプログラム(4.3.4)      | (6)目的、目標を達成するための組織・責任者が明確になっている           |                                                     |  |
|                       | 体制および責任(4.4.1)            | (7)目的・目標を達成するための実行計画がある                   |                                                     |  |
| 環境評価・システム             | 環境側面(4.3.1)               | ・以下の項目を管理・評価し改善に努力している                    |                                                     |  |
|                       | 運用管理(4.4.6)               | (8)水質汚濁                                   |                                                     |  |
|                       | 監視及び測定(4.5.1)             | (9)大気汚染                                   |                                                     |  |
|                       | 環境マネジメントシステム監査<br>(4.5.4) | (10)騒音・振動                                 |                                                     |  |
|                       |                           | (11)廃棄物処理                                 |                                                     |  |
|                       |                           | (12)エネルギー(電気、ガス、燃料等)                      |                                                     |  |
|                       |                           | (13)未来キャスティングホールディングスが定める禁止物質を自社内で使用していない |                                                     |  |
|                       | 教育訓練<br>情報提供              | 教育訓練(4.4.2)                               | (14)製品アセスメントの仕組みがある                                 |  |
|                       |                           |                                           | (15)緊急時に対する仕組みがある                                   |  |
|                       |                           |                                           | (16)環境内部監査の仕組みがある                                   |  |
|                       |                           |                                           | (17)環境関連の教育を実施している                                  |  |
|                       |                           |                                           | (18)著しい環境影響を及ぼす可能性のある作業に従事する者に教育訓練を実施し作業者リストを作成している |  |
| (19)環境保全に関する情報を提供している |                           |                                           |                                                     |  |

## ■含有する化学物質質量の含有率を計算するための分母と分子の定義

### (1) 分母の定義

RoHSで規制 : 均質材料

RoHS以外で規制 : 調達品単位または調達品を任意の階層に分割した各階層単位

#### 【均質材料とは】

- ・ 均質材料とは、機械的に分離できない状態の材料
- ・ 以下のものを均質物質または均質材料とする

| 材料の状態                           | 判断基準                                                                                                                                      |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 化合物、ポリマーアロイ、金属合金など              | 均質材料                                                                                                                                      |
| 塗装、印刷、めっき(クロメート処理)などの処理がされているもの | 各々の単一層を均質材料とみなす<br>(亜鉛めっきクロメート処理の場合は、亜鉛めっき層とクロメート処理層のそれぞれを均質材料とみなす。ただし、複層を分離してそれぞれの単層ごとの数値を求めることが困難な場合には、分離可能な最小単位を均質な単位とみなす(JIS C 0950)) |

### (2) 分子の定義

- ・ 化学物質とは「元素または化合物」を指す。

| 化学物質        | 分子の定義     |
|-------------|-----------|
| 金属及び金属化合物   | 金属元素の質量   |
| 金属及び金属化合物以外 | その化学物質の質量 |

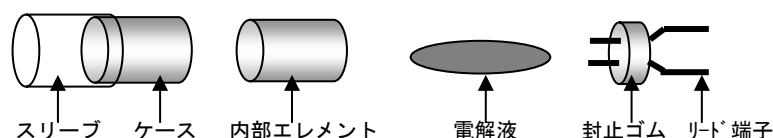
「REACH想定物質については、金属元素を含むCAS単位分子質量を記入する」

## ■ 製品構成情報の登録内容例(電気部品)

未来キャスティングホールディングスでは、製品、部位、組成(化学物質)を以下の表及び階層図のように定義します。

- ・ 禁止物質及び管理物質に該当しない非対象物質を「その他化学物質」とまとめることが可能です。
- ・ 化学物質とは「元素または化合物」を指します。
- ・ 部位とは物理的に分解できる最小の単位であり、均質物質から成り立ちます。

アルミニウム電解コンデンサ(重量: 3g)



製品：アルミニウム電解コンデンサ

| 部位               |        | 組成(化学物質) |           |               |        |
|------------------|--------|----------|-----------|---------------|--------|
| 部位               | 質量/g   | 化学物質名称   | 用途        | CAS番号         | 含有量/g  |
| スリーブ<br>(外装チューブ) | 0.3    | ポリ塩化ビニル  |           | 9002-86-2     | 0.15   |
|                  |        | フタル酸エステル | 可塑剤       | 117-81-7      | 0.05   |
|                  |        | その他化合物   |           | —             | 0.1    |
| ケース              | 0.15   | その他化合物   |           | —             | 0.15   |
| 内部エレメント          | 2      | アンチモン    |           | 7440-36-0     | 0.02   |
|                  |        | 鉛        |           | 7439-92-1     | 0.0009 |
|                  |        | その他化合物   |           | —             | 1.9791 |
| 電解液              | 0.3    | その他化合物   |           | —             | 0.3    |
| 封止ゴム             | 0.15   | その他化合物   |           | —             | 0.15   |
| リード端子            | はんだメッキ | 0.011    | 鉛         | はんだ 7439-92-1 | 0.005  |
|                  |        |          | その他化合物    | —             | 0.006  |
|                  | 芯線     | 0.089    | 銅(必要に応じて) | 7440-50-8     | 0.075  |
|                  |        |          | その他化合物    | —             | 0.014  |

